

令和4年度調達等合理化計画の自己評価

(令和4年度調達等合理化計画)

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、令和4年度においても継続して、①～⑤の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。
- ⑤ 入札説明会の実施方法について検討する。

(2) 少額の随意契約におけるオープンカウンター方式による調達

少額であったとしても競争性の可能性のあるものについては、一般競争入札と同様に削減を図る観点から、令和4年度においても継続して、少額随意契約に対するオープンカウンター方式による調達を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

- (1) 令和4年度の一者応札・応募の状況は、令和3年度と比較して、契約件数は2件の増(一者応札 25 件→27 件)で、一般競争入札における一者応札の契約件数は 95 件中 23 件(24.2%)であり、3年度の 80 件中 20 件(25.0%)と比較して 3 件増、0.8pt の減となった。また、一者応札・応募の契約金額は11億円の増(15 億円→26 億円)であった。
- (2) 一者応札案件について、入札に参加しなかった業者にヒアリングを実施し、次回調達の改善に役立てることとした。参加しなかった理由としては、「世界的な半導体不足による機材調達に係る納期が不安定」や、「人材不足」といった回答が多くあがった。
- (3) 入札情報は、調達を実施する際に入札公告をホームページに掲載するだけでなく、四半期ごとの調達予定案件を事前にホームページで公表することで、入札参加が予想される事業者に長く調達情報のPRを行うなど周知を図り、多くの事業者に対して入札への参加を検討する時間的余裕を確保するとともに、入札案件に関連する事業者に対して広く情報提供を行うよう改善を図った。
- (4) 入札説明会への参加の取扱いについては、入札説明会参加を必須応札要件から原則外し、入札説明書、仕様書等を読むことを応札要件とするなどの仕組みとした。

- (5) 少額であったとしても、競争性の可能性があり、経費削減効果が見込まれる案件については、オープンカウンター方式による調達を実施し、適正な調達を図った。

2. 取組効果

令和3年度は一般競争入札 80 件のうち一者応札は 20 件(25.0%)であったが、令和4年度は 95 件のうち 23 件(24.2%)となり 3 件増、0.8pt 減少した。

令和4年度に一者応札・応募、特に一者応札の契約件数・契約金額が増加した理由としては、世界的な半導体不足による機材調達に係る納期が不安定であることや、BPR に基づく新規システムの構築及び既存システムのリプレイス案件が重なり、特に既存システムのリプレイスについては PMDA の業務内容を理解したうえでのシステム構築が求められることから、過去に PMDA のシステム構築・改修等に従事したことがない業者の応札控えが原因のためと考えられる。

なお、全体の契約件数に占める一者応札の割合は減少しており、調達予定案件を事前に公表することにより広く周知が図られるなどの効果があったと考えられる。

その他、オープンカウンター方式により、少額の随意契約案件 18 件について実施し、適正な調達を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関するチェック体制の徹底

少額随意契約以外の随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃貸借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面の間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を調達担当職員に対し周知徹底するとともに、引き続き不祥事の発生の未然防止・再発防止に努めることとする。【実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

(1) 最低価格落札方式以外の調達予定案件について契約監視委員会における事前点検(53件)を行った。また、少額随意契約についてもオープンカウンター方式による調達を行うなど、競争性のある調達手続きの実施に努めた。

(契約監視委員会における事前点検件数)

- ・令和4年6月16日開催 3件(公募1、企画1、総合1)
 - ・令和4年9月29日開催 3件(随契1、総合2)
 - ・令和4年12月14日開催 26件(随契15、公募2、総合9)
 - ・令和5年3月10日開催 9件(随契6、企画1、総合2)
- その他、臨時契約監視委員会において12件(随契10、公募1、総合1)

(2) 厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成27年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、平成28年3月に作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」の周知を図るため、11月に調達担当者への説明会を行うとともに、当機構内に対し常時説明資料の公表を行っている。